

福岡市成年後見推進センターだより Vol.9

令和7年8月1日発行

～福岡市成年後見推進センターは、「相談」「広報・啓発」「後見人支援」「後見人候補者の調整」の4つの柱を基に、市民や相談支援機関等の皆さまからのご相談をお受けしています～

申立はどのように進めたら良い？ ～法定後見制度のよくある質問 Part.1～

今回は、推進センターに多く寄せられる法定後見制度に関する質問を紹介いたします！



ケアマネジャー

Q：75歳の荒戸三郎さんは自宅で一人暮らし。少し前に話した内容を忘れて、物忘れが目立つようになり、通帳を紛失することが増えてきました。本人も金銭管理に不安がある様子で、「誰かにお金の管理をお願いしたい」と話されるため、成年後見制度の利用を検討しています。
本人には頼れる親族がいないのですが、申立手続きはどのように進めていけば良いのでしょうか？ 本人は部分的には話を理解でき、判断能力が全くないわけではありません。

A：まずは、本人の判断能力の程度（後見・保佐・補助）について、関わっている支援者や主治医に確認してみてもいいでしょうか。

申立は本人・配偶者・四親等以内の親族・市長が行えます。

本人申立で進める場合で、申立書の作成が困難な際は弁護士や司法書士に依頼することが可能です。経済的に余裕がない場合は、法テラスの民事法律扶助(※)の利用を検討してはいかがでしょうか。専門職への依頼や民事法律扶助の利用には契約を伴うため、本人の契約能力が必要になります。(※ 詳しくは法テラスのHPをご覧ください。)

本人に契約能力がなく、申立を行う親族もない場合は、市長申立を検討するため、各区役所の担当課へ相談することになります。



推進センター

成年後見制度について、ご不明な点等がございましたらお気軽に推進センターにご相談ください。

成年後見相談会(予約制) ※電話、来所またはFAXにてお申込みください。

毎月第2火曜日および2月・5月・8月・11月の第4火曜日に、専門職による相談会を開催しています。1件につき45分、先着順にてご予約を受け付けます(無料)。予約状況についてはお問い合わせ下さい。会場：福岡市市民福祉プラザ3階 相談室 ※別室に変更になる場合があります。

■令和7年8月開催

①日時：8月 5日(火) 13:00～16:00

相談員：弁護士

②日時：8月26日(火) 13:00～16:00

相談員：社会福祉士

■令和7年9月開催

日時：9月 9日(火) 13:00～16:00

相談員：司法書士

8月は

2回開催!



<問い合わせ先>

福岡市成年後見推進センター
〒810-0062

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL：092-753-6450 FAX：092-734-2010

開所日：火曜日～土曜日(祝休日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時

